

松戸市消防局告示第8号

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第30条の4第1項の規定により、消防長が指定する防火対象物を第31条第5号ロの規定により、消防長が指定する放水圧力を第31条第6号イ（ロ）の規定により、消防長が指定する水頭を次のように定める。

令和6年11月1日

松戸市消防局長 市川 敬章

## 連結送水管の主管の内径の特例に係る防火対象物の指定等

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第30条の4第1項の規定により、消防長が指定する防火対象物を、第31条第5号口の規定により、消防長が指定する放水圧力を、第31条第6号イ（口）の規定により、消防長が指定する水頭を次のように定める。

- 1 消防法施行規則(昭和36年省令第6号。以下「省令」という。)第30条の4第1項の規定による消防長が指定する防火対象物は、連結送水管放水口を設けるすべての階が次のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「政令」という。)別表第1(5)項口に掲げる防火対象物(共同住宅に限る。)の用途に供されるもの
  - (2) スプリンクラー設備が政令第12条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されているもの
- 2 省令第31条第5号口の規定による消防長が指定する防火対象物は、政令第29条第1項第1号及び第2号に規定する防火対象物(放水口が設置されているすべての階にスプリンクラー設備を設置する防火対象物を除く。)とし、当該防火対象物における放水圧力は、0.7メガパスカルとする。
- 3 省令第31条第6号イ（口）の規定による消防長が指定する水頭(省令第31条第6号イに規定する高さを超える階にスプリンクラー設備を設置する防火対象物に係るものを除く。)は、70メートルとする。

### 附 則

この告示は、公示の日から施行する。